

近世ドイツ帝国における裁判と諸地域 —18世紀帝国最高法院と陪席判事推挙の構造

渋谷 聡*

Gerichte und Regionen im frühneuzeitlichen Reich: Die Struktur der
Präsentationen der Beisitzer des Reichskammergerichts im 18. Jahrhundert

Akira SHIBUTANI

キーワード：神聖ローマ帝国、帝国裁判所、帝国最高法院、陪席判事、推挙権

Zusammenfassung

Im deutschsprachigen Raum der frühen Neuzeit gab es noch nicht den deutsch genannten Einheitsstaat. Im Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation bestand der föderative Staatenbund, der sowohl den Territorien der Fürsten wie auch den Reichsstädten ihre Souveränität genehmigte und sie lose vereinigte. Zur Vereinigung des Reiches hatten die Institutionen des Reiches wie der Kaiser als Staatsoberhaupt, der Reichstag, die Reichsgerichte und die Reichskreise als Verwaltungsbezirk beigetragen. Als Reichsgerichte hatte man zwei Institutionen, erstens den Reichshofrat, der auf Initiative des Kaisers gegründet wurde, zweitens das Reichskammergericht, das aus den Vorschlag der Reichsstände gestiftet wurde.

In der Reichskammergerichtsordnung von 1495 wurde es bestimmt, dass das Reichskammergericht aus einem Kammerrichter und 16 Beisitzer oder Assessoren bestand. Einen Kammerrichter ernannt der Kaiser aus den adeligen Ständen wie Grafen oder Freiherren. Aus gelehrten Juristen präsentierten der Kaiser und die Reichsstände die Beisitzer und sie wurden im Reichstag ernannt. Wie nachher erwähnt, wurden die Beisitzer hauptsächlich aus den 10 Reichskreise präsentiert. Ich beschäftige mich mit der Frage, wie die Präsentationsberechtigung der Beisitzer zu den Reichskreisen zugeteilt wurde. Als Untersuchungszeitraum möchte ich das 18. Jahrhundert, über das viele Fachstudien von S. Jahns, A. Baumann und P. Oestmann vorliegen, auswählen. Dabei beachte ich die Kammeralliteratur als das Genre der Quellen. Die Kammeralliteraturen wurden von den Beisitzer, die an den Visitationen des Reichskammergerichts teilnahmen, selber geschrieben, um ihre eigenen Kommentar und Materialien zur Gerichtsverfassung zu leisten.

* 島根大学法文学部社会文化学科

はじめに

近世（16～18世紀）におけるドイツ語圏地域には、未だ「ドイツ」と名乗る統一的な国家はなく、神聖ローマ帝国（以下、「帝国」と略記）のもと、三百近くのにほる諸侯の領邦と自由都市（帝国都市）に自治権が認められ、緩やかに統合された連邦制的な国家連合が存在していた。帝国の統合をもたらしたのは、首長としての皇帝、帝国議会、帝国裁判所、地方管区としての帝国クライスなど、帝国の諸機関であった¹⁾。これら諸機関のうち、帝国裁判所に関しては、皇帝主導による帝国宮内法院 Reichshofrat、ならびに帝国諸身分（諸侯や都市参事会などの統治者諸身分）の主導権のもとに設立された帝国最高法院 Reichskammergericht という、2つの裁判所があった。これら2つの帝国裁判所には、近世全般を通じて、所属する領邦や都市の裁判所から下された判決を不服とした臣民から、多くの訴え（上訴）がなされた。とりわけ、「臣民の既得権擁護」の観点から帝国最高法院が彼らの法的問題に介入しうることを熟知していた都市民や上層農民は、帝国最高法院への提訴を積極的に行うことで、紛争解決への糸口を求めた²⁾。

帝国最高法院における裁判官については、1495年の設置規則において、1名の長官 Kammerrichter と16名の陪席判事 Beisitzer を任命することとされている。長官については、グラーフ（伯）ないしフライヘル身分の貴族から、皇帝がこの職を任命した。陪席判事に関しては、帝国諸身分が主導権を握る裁判所にふさわしく、皇帝と帝国諸身分の双方から推挙をえた学識法曹 Gelehrte Juristen が、帝国議会において任命された。本稿が主要な検討対象とする陪席判事の推挙方式につ

いて、ここで少し詳しく見ておこう³⁾。すなわち、1781/82年の時点で定員27名とされた陪席判事について、後段で詳しく検討するように、12名が皇帝と選定侯の「個人の推挙権」virile Präsentationsrechteによる任命であり、残りの15名は7つの帝国クライスからの「集合票による推挙権」kuriate Präsentationsrechteによる任命、言い換えるなら、7つの地域からの「地域代表」とも言い得る推挙を得ていた。さらには、カトリックとプロテスタントの間における両宗派の「同等（対等）」Paritätの原則（1648年のヴェストファーレン／ウェストファリア講和会議により確定⁴⁾）に即して、カトリックから14名、プロテスタントから13名が推挙されることとされていた。

大略以上のように概括される、帝国最高法院における陪席判事の推挙のあり方について、本稿は検討を試みる。第1章では、制度の枠組みが確定された17世紀のプロセスを概観することに努め、第2章では、1781/82年の帝国議会決議で確定された推挙方式にひそむ、推挙権の二重構造ともいべきあり方について考察する。本稿における検討対象として、陪席判事ゲオルク・ゴットロブ・バーレマン Georg Gottlob Balemann (1735-1815)により著された「法院文献」Kameralliteraturを史料として、取り上げることにしたい⁵⁾。

法院文献とは、とりわけ帝国の最高裁判権をめぐる諸問題に取り組んだ同時代文献を指しており、裁判体制に関する論評をその主たる内容とする。とくに18世紀末には、最高法院の改革を目指した数多くの諸提案として著されており、バーレマンのような陪席判事により刊行された法院文献も多い⁶⁾。

バーレマンは、帝国最高法院に対する最後の「査察」Visitation (1767-1776年)に参加

している⁷⁾。査察とは、設置規則などの法令に照らして最高法院の運営状況を点検すべく、帝国議会からの委任により編成された専門委員会による審査活動である⁸⁾。1735年9月1日に帝国都市リューベックにほど近い諸侯司教領オイティンで生を受けたバーレマンは、ドイツ北部のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン地方で法学者と神学者を輩出してきた一族の構成員と同様なキャリア形成を目指して、後発大学ながら法学研究を中心に優位を占めつつあったゲッティンゲン大学に在籍し(1755年から58年)、高名な帝国国法学者、J・S・ピュッターらのもとで学修に励んだ。1758年からの9年間は、ヴェッツラーの帝国最高法院において、事務弁護士 Konsulent として活動している。前述した帝国最高法院に対する最後の査察(1767-1776年)に際し、査察委員会の副代表 Subdelegierte として彼はこれに参画した。おそらくはこの時の経験も大いに生かされて、1780年に法学の博士号を取得したバーレマンは、1782年に、プロテスタントからの帝国クライス推挙枠により、オーバーザクセン・クライスから推挙を得て、陪席判事として任命され、帝国が終焉を迎える1806年までその職務を全うした(その後もヴェッツラーに在住し、1815年4月17日に同地で死去)。バーレマン自身が判事の職を得た、この推挙方式についても、以下の論述において触れることにする。

第1章 陪席判事推挙制度の枠組み

既述のとおり、帝国最高法院の裁判官については、1495年の設置規則において、1名の長官 Kammerrichter と16名の陪席判事 Beisitzer を任命することとされた。三十年戦争を終結させた「ヴェストファーレン講

和会議」(1648年)では、カトリック、プロテスタント(ルター派)の両宗派における宗派紛争の再燃を避けるべく、両宗派の「同等」Parität の原則が確定された(「オスナブリュック講和」第5条53項)。バーレマンの法院文献における該当箇所は、このことについて次のように述べている。

「ヴェストファーレン講和において配慮がなされたように、長官、裁判長 Präsident、陪席判事および他の属僚は両宗派より同じ人数において推挙されるべし⁹⁾。」

さらに陪席判事の数も、50名にまで増員された。この50名についても、両宗派から同人数にて推挙されるべきとされた。この点について、経緯も含めて、バーレマンは次のように説いている。

「最高法院陪席判事の数も、全体で50名にまで増員されるべし。この目的のために、アウクスブルク信仰告白派(プロテスタント)の側から即座に推挙のための特別な図 Schema が考案され、(オスナブリュック-澁谷による補足、以下同様)講和の(第5条)57項に含められた。これに対してカトリック諸身分の側では、いくつかの点での必要な調整が提起され、(そのための審議が)暫時延期されたが、後に(1654年の)レーゲンスブルクの帝国議会において、決議の169条により、同様な図が提案され、承認された¹⁰⁾。」

(オスナブリュック)講和の(第5条)57項では、プロテスタント側からの24名は、次のように類別されることとされている。

「アウクスブルク信仰告白派の陪席判事は、

次のように推挙されるべし。

ザクセン、ブランデンブルク、プファルツの3選定侯から合わせて6名。

オーバーザクセン、ニーダーザクセンの両クライスそれぞれから4名ずつ（合計8名）。

上記両クライスから交互に1名ずつ。

アウクスブルク信仰告白派の諸身分により、次の（4つの）クライスごとに、2名ずつ。

フランケン、シュヴァーベン、オーバーライン、（ニーダーライン・）ヴェストファーレン（合計8名）。

上記の4クライスからローテーション方式で1名ずつ¹¹⁾。]

カトリック諸身分から推挙されるべき陪席判事は、1654年5月17日に議決された、いわゆる「最後の帝国最終決定」Jüngster Reichsabschied¹²⁾の169条において、次のように規定された。

「（ヴェストファーレン）講和においても規定されたように、皇帝陛下より推挙される2名と並んで、最高法院に推挙されるべきカトリックの陪席判事について、カトリックの選定侯と諸身分は、次のように、24名に関して彼らに委ねられた推挙のために合意すべし。すなわち、次のような方式で推挙すべし。

マインツ、トリアー、ケルン、バイエルンの神聖なる帝国の選定侯により2名ずつ（合計4名）。

3つのカトリック・クライスである、オーストリア、ブルグントの両クライスから2名ずつ、バイエルン・クライスからは4名（合計8名）。

両宗派の混在する、フランケン、シュヴァーベン、オーバーライン、（ニーダーライン・）ヴェストファーレンの4クライスのカトリッ

ク諸身分により2名ずつ（合計8名）¹³⁾。]

このようにして、「皇帝陛下より推挙される2名」を合算して、26名が推挙されるべきとされた。プロテスタント諸身分による24名がこれに加わることにより、50名の陪席判事が両宗派から推挙されるべき、とされたのである。

にもかかわらず、50名という陪席判事の総数は実現しなかった。なぜならば、陪席判事ら最高法院関連の人員に対する俸給をはじめ、最高法院の財政に充てる原資として徴収すべき帝国税であるカンマーツィーラーKammerzielerによる税収が滞っていたからである¹⁴⁾。それゆえに、陪席判事の定数はほぼ半減させられた。この状況は、バーレマンの叙述では、次のように記されている。

「後の時期には、50名の陪席判事というこの大きな人数が成り立たなくなった。それゆえに、1719年のより新しい帝国議会決議 Reichsschluß を通じて、次のように規定された。すなわち、ベーメン選定侯分とブラウンシュヴァイク選定侯分を含めて、先に定められた陪席判事の定数は、半数にまで減らされるべし¹⁵⁾。]

今回においても、両宗派同等の原則は遵守された。バーレマンの叙述によると、陪席判事定数の半減は、次のように示されている。

「カトリック諸身分は、皇帝陛下により任命され、推挙される1名を除いて、次のように陪席判事を推挙すべし。すなわち、

マインツ、トリアー、ケルン、ベーメン、バイエルンの神聖なる帝国の選定侯により1名ずつ（合計5名）。

3つのカトリック・クライスである、オーストリア、ブルグントの両クライスから1名ずつ、バイエルン・クライスからは2名（合計3名）。

両宗派の混在する、フランケン、シュヴァーベン、オーバーライン、（ニーダーライン・）ヴェストファーレンの4クライスのカトリック諸身分により1名ずつ（合計4名）¹⁶⁾。」

ここから、皇帝の推挙する1名を含めて、合わせて14名の陪席判事をカトリック諸身分が推挙すべきものとされた。

かたや、福音派（プロテスタント）諸身分はどのように対処したであろうか。再び、バーレマンの叙述から、該当するところを引用してみよう。

「アウクスブルク信仰告白派に与する諸身分は、次のように推挙すべし。すなわち、

ザクセン、ブランデンブルク、プファルツ、ブラウンシュヴァイク・リュネブルクの神聖なる帝国の選定侯はそれぞれ1名ずつ（合計4名）。

アウクスブルク信仰告白派の両クライス、すなわちオーバーザクセン、ニーダーザクセンのために、それぞれから2名ずつ（合計4名）。

両宗派の混在する4つのクライス、すなわちフランケン、シュヴァーベン、オーバーライン、（ニーダーライン・）ヴェストファーレンからそれぞれ1名（合計4名）。

最後に、上記の6クライスからローテーション方式で1名¹⁷⁾。」

これらより、福音派諸身分は、総数13名の陪席判事を推挙すべきとされた。カトリック諸身分からの14名を加えると、両宗

派から、総勢27名の陪席判事が推挙される。1781 / 82年の帝国議会では、陪席判事27名の推挙権の図が、両宗派によって、言い換えれば、帝国議会のカトリック派会議 *Corpus Catholicorum* と福音派会議 *Corpus Evangelicorum* の双方において、承認されたのである¹⁸⁾。

第2章 陪席判事推挙権の二重構造

前章で確認した、カトリック14名、プロテスタント13名、総勢27名から成る陪席判事の定数につき、E-O・マダーの研究に依拠しつつ、一覧にしたものが「陪席判事推挙権」の表である。本章では、この表が示すところについてコメントを加えることにより、陪席判事推挙の枠組みに込められていた二重構造を析出することにした。

バーレマンの叙述による限り、陪席判事の定数は、「両宗派同等」の原則にほぼ対応させつつ設定された、「カトリック14名とプロテスタント13名から成る総勢27名」としか読み取ることができない。しかしながら、これを「推挙者」の側からみると、別の側面を確認することができる。すなわち、推挙者が、個人であるのか（皇帝なのか、選定侯なのか）、地域団体としての帝国クライスであるのか、とする着眼点である。表の記載に対応させて述べるなら、前者は、「個人の推挙権」にもとづく推挙であり、推挙者は皇帝ないしは選定侯である。同様に、後者における推挙者は、フランケンからニーダーザクセンまでの7つの帝国クライスである。帝国クライスでは、陪席判事の推挙も含めて、当該クライス領域に関するあらゆる事案に由来する議題が、クライス所属のすべての諸身分が議決権を有するクライス会議において審議され、議決され

表 陪席判事推挙権 (1781/82年帝国議会決議で承認)¹⁹⁾

	推挙人	カトリック	プロテスタント
個人の推挙権 12 (8カト; 4プロ)	[選定侯]		
	マインツ	1	
	トリーア	1	
	ケルン	1	
	ベーメン	1	
	プファルツ	1	
	ザクセン		1
	ブランデンブルク		1
	ブラウンシュヴァイク		1
	ローテーション (ザクセン、 ブランデンブルク、ブラウンシュヴァイク)		1
	皇帝	1	
オーストリア・クライス	1		
ブルグント・クライス	1		
集合票による推 挙権 15 (6カト; 9プロ)	[クライス]		
	フランケン	1	1
	バイエルン	2	
	シュヴァーベン	1	1
	オーバーライン	1	1
	ヴェストファーレン	1	1
	オーバーザクセン		2
	ニーダーザクセン		2
ローテーション (バイエルンを除く上記6 クライス)		1	
合計 (人)		14	13

た。そうした議決の中でも、しかるべき陪席判事1名の推挙といった、当該クライス全体の合意として表明される議決は、当該クライスの「集合票」Kuriatstimmeとして了解された。それゆえに、後者における推挙権は、「集合票による推挙権」として表現されるのが、ふさわしい。さらに、推挙される陪席判事の候補者には、「はじめに」でも触れたように、当該クライスからの推挙を得た「地域代表」としての性格が付与されることにもなるだろう²⁰⁾。

ここで「個人の推挙権」による推挙の欄を仔細に眺めると、その趣旨にそぐわない記載に気づく。すなわち、オーストリアとブルグントの両クライスから推挙されるべき、カトリックの陪席判事各1名の存在である。この点にも言及しなくてはならない。

実は他の8つの帝国クライスとは異なり、この両クライスには、所属諸身分の協働を目的とした「地域団体」としての位置づけは当てはまらない。両クライスでは、オーストリア大公(時の皇帝を兼ねることが多い)をはじめとするハプスブルク家が、他を圧倒するほどの支配力を有していた。それゆえに、ハプスブルク家の支配下にあったこの両クライスは、他の諸身分との協働を促進する「地域団体」として機能することは少なく、むしろ、ハプスブルク家の統治機構として理解されるべき存在であり、帝国クライス制度の趣旨からは逸脱した、いわば「名目的」な存在であった。したがって、前掲表の「個人の推挙権」による推挙の欄にあると同時に、前述したバーレマンの叙述にも示された、「オーストリア、ブルグントの両クライスから推挙さ

れるべき、カトリックの陪席判事（各1名）」とは、クライスからの「地域代表」としてではなく、オーストリア大公による単独の推挙を得て推薦されるべき人物であった。すなわち、両クライスからの推挙とは、実際には、大公ないし皇帝の「個人の推挙権」による推挙であったことに留意しなくてはならない。

皇帝による「個人の推挙権」をふまえて推挙されるべき、両クライスからの判事の推薦については、マダーの研究が具体例を提供してくれている。博士学位請求論文にもとづく彼の研究は、帝国の歴史における最終盤のおよそ30年間（1773～1806年）に着任した、24名の陪席判事のプロソフグラフィの検討から、終焉期から19世紀初頭までを射程において、彼ら裁判官たちによる帝国認知の実態に迫ろうとする²¹⁾。

この研究においてマダーは、2名の事例を提供している。まず第一に、オーストリア・クライスからは、M・v・マルティニ（1758～1829）が推挙された。ウィーン生まれであったマルティニは、当地の騎士アカデミーに学びつつ（1773～1778年）、ベーメン・オーストリアの宮廷書記局 Hofkanzlei（1774～79年）や同じくウィーンにあった帝国宮内法院での研修を終えてから、下オーストリアのウンター・ヴィーナーヴァルト地区の地区長官（1779年）、さらにはブリュンのベーメン・メーレン上訴裁判所の上訴担当参議官（1780～84年）を歴任した。これらの経歴が評価され、オーストリア大公をも兼任していた皇帝を推挙者として、1784年に陪席判事として彼は推挙された²²⁾。

第二の事例として、ブルグント・クライスから、ブルグント公としての皇帝によって推挙されたのが、F・J・v・シュタイン（・ツー・ラウスニッツ）（1770～1834年）である。

ウィーンに生まれ、ウィーンで育ち、その周辺でキャリア形成を積み重ねた結果、オーストリア大公たる皇帝により、オーストリア・クライスからの推挙を得ることができたマルティニとは異なり、シュタインはブルグントの人ではない。マインツ選定侯領のノイデーナウで生まれた彼は、1790年から97年にかけて、フランケン地方（クライス）の大学（ヴェルツブルクとエアランゲン）に学び、帝国最高法院（1797～98年）と宮内法院（1799年）で法曹としての研修を済ませ、これと並行して諸侯司教ヴェルツブルクの宮廷・統治参議官等を歴任した。これらのキャリアが評価され、1799年に、ブルグント公としての皇帝により、ブルグント・クライス選出の陪席判事として、彼は推挙を得ている²³⁾。

以上の二例から確認できるのは、名目上の存在であった、この両クライスからの推挙は、実のところ、両クライスの君主たる皇帝による「個人の推挙権」に依拠していた点である。

ここまでの行論をふまえて、前掲の表を再度眺めてみよう。表の縦軸に現れる「カトリック14名、プロテスタント13名、総勢27名から成る陪席判事の定数」を、推挙権の実体という視点から整理すると、12件の「個人の推挙権」と15件の「集合票による推挙権」（横軸）に類別される。12件の前者のうち、一見すると後者ではないかと思われる、2件（オーストリアとブルグントの両クライス）については、ここまでに検討してきたように、両クライスの支配権を握る皇帝による推挙であることから、「個人の推挙権」の範疇にあったことが確かめられた。

横軸の類別を、宗派の観点から見ると、12件の「個人の推挙権」では、カトリックが8件、プロテスタントが4件である。他方で、15件の「集合票による推挙権」におい

ては、6件のカトリックと9件のプロテスタントへと別れている。皇帝や選定侯などの「個人の推挙権」に由来する推挙ではカトリックが若干優勢であったが、帝国クライスによる「集合票による推挙権」では逆に、プロテスタント優位の構えを見いだすことができる。それゆえに、1781/82年の帝国議会決議に集約された陪席判事推挙の枠組みの中に、いわゆる二重構造の存在を指摘することができるだろう。すなわち二重構造とは、「宗派同等」の原則、ならびに推挙者が個人か地域団体かの相違に由来する類別、この二様の観点からなる組み合わせであった。

おわりに

ここまでの行論を整理することにより、まとめとしたい。

第1章では、陪席判事バーレマンによる法院文献などの叙述をたどることにより、陪席判事の推挙に関わる制度の枠組みが確定されていくプロセスを、17世紀を中心に概観することができた。続く第2章では、1781/82年の帝国議会決議で確定されるにいたった本制度の枠組みにおいて、推挙権の二重構造ともいべきあり方が存在したことを確認した。

バーレマンその人は、前掲の表で言うならば、「集合票による推挙権」の枠組みから、「バイエルン・クライスを除く」6クライス間でのローテーション方式により、オーバーザクセン・クライスからプロテスタントとして推挙され、その後の最高法院による審査を経て採用された陪席判事であった。「はじめに」で紹介したとおりである。

付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「近世ドイツ帝国における裁判と諸地域」(代表者: 渋谷聡 2017-2019年度)による研究成果の一部である。

註

- 1) さしあたり、渋谷による以下の文献を参照。『近世ドイツ帝国国制史研究—一族制集會と帝国クライス』ミネルヴァ書房、2000年。「神聖ローマ帝国をめぐる研究動向—近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて」『史林』第89巻第1号、2006年。「神聖ローマ帝国とヨーロッパ」(第1部「近世ヨーロッパ」第3章「自由と専制のはざま」第1節)上垣豊他編著『大学で学ぶ西洋史(近現代)』ミネルヴァ書房、2011年。
- 2) Diestelkamp, Bernhard, *Recht und Gericht im Heiligen Römischen Reich*, Frankfurt am Main, 1999, Nordloh, Philipp, *Kölner Zunftprozesse vor dem Reichskammergericht*, Frankfurt am Main 2008, S.70f. 拙稿「近世ドイツ帝国裁判所をめぐる研究動向—法による平和のヴァリエーション」池田・草野編著『国制史は躍動する—ヨーロッパとロシアの対話』刀水書房、2015年、66-67頁。
- 3) 帝国最高法院に関しては、以下の文献を参照。Diestelkamp, Bernhard, *Tendenzen und Perspektiven in der Erforschung der Geschichte des Reichskammergerichts*. In: I. Scheurmann(Hrsg.), *Frieden durch Recht. Das Reichskammergericht von 1495 bis 1806*, Mainz 1994, S.453-456. 勝田有恒「帝室裁判所規則—1495年」『西洋法制史料選III』創

- 文社、1979年所収、村上淳一「『良き旧き法』と帝国国制」『法学協会雑誌』第90巻第10・11号、同「国家の概念史における帝国と領邦」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年、同『近代法の形成』岩波書店、1979年、W・ゼラート／和田拓朗訳「帝国宮廷顧問会とカンマー裁判所」『法学雑誌』（大阪市立大学）第46巻第4号、2000年、村上裕「帝室裁判所と宗派対立」勝田有恒他編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年、拙稿（注2）、同「帝国都市と帝国裁判所—18世紀帝国最高法院におけるケルン上層市民間の裁判」『社会文化論集』（島根大学法文学部紀要）第7号、2011年、同「市長門閥から上訴市民を救う—18世紀帝国司法と複数諸地域間の連携」服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房、2015年、P・エストマン、田口正樹訳「ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの裁判所（1495年から1806年）：歴史・研究・展望」『北大法学論集』第64巻第4号、2013年、同、田口訳「ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について：管轄と訴訟原則」『北大法学論集』第64巻第4号、2013年。
- 4) 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国—ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン』九州大学出版会、2005年、98-100頁。
 - 5) Balemann, Georg Gottlob, *Beiträge zur Revision und Verbesserung der fünf ersten Titeln des Concepts der Kaiserlichen Kammergerichtsordnung, worinn die Besetzung des Höchstpreiblichen Kaiserlichen und des Reichskammergerichts aus den neuesten Reichsgesetzen und Visitationsverhandlungen erläutert worden*, Lemgo 1778
 - 6) Oestmann, Peter, Kammeralliteratur, in: *zeitenblicke* 3(2004), Nr.3, [13.12.2004], www.zeitenblicke.de (26.12.2018)
 - 7) 以下において随所で参照するバーレマンの個人史に関する情報は、S・ヤーンスの研究に詳しい。Jahns, Sigrid, *Verfassung und Sozialstruktur eines höchsten Gerichte im Alten Reich*, Teil II Biographien, Band 2, 2003, Köln Weimar Wien, S. 1453-1466
 - 8) Baumann, Anette, *Visitationen am Reichskammergericht. Speyer als politischer und juristischer Aktionsraum des Reiches (1529-1588)*, Berlin 2018, S.205, Burgdorf, Wolfgang, *Reichskonstitution und Nation. Verfassungsreformprojekte für das Heilige Römische Reich Deutscher Nation im politischen Schrifttum von 1648 bis 1806*, Mainz 1998, S.236-247
 - 9) Balemann, a.a.O., Zweiter Titel. Erster Entwurf dieses Titels, S.66. Zweiter Entwurf des zweiten Titels, S.70
 - 10) Balemann, a.a.O., Zweiter Titel. Erster Entwurf dieses Titels, S.66f. Zweiter Entwurf des zweiten Titels, S.71
 - 11) Buschmann, Arno (Hrsg.), *Kaiser und Reich. Klassische Texte und Dokumente zur Verfassungsgeschichte des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation*, München 1984, S.335f.
 - 12) ミッタイス＝リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』創

- 文社、昭和46年、463頁。
- 13) Buschmann, *a.a.O.*, S.528
- 14) Jahns, *a.a.O.*, Teil I, Köln Weimar Wien 2011, S.305-311
- 15) Balemann, *a.a.O.*, Zweiter Titel. Erster Entwurf dieses Titels, S.67. Zweiter Entwurf des zweiten Titels, S.71
- 16) Balemann, *a.a.O.*, Zweiter Titel. Erster Entwurf dieses Titels, S.67. Zweiter Entwurf des zweiten Titels, S.71f.
- 17) Balemann, *a.a.O.*, Zweiter Titel. Erster Entwurf dieses Titels, S.68. Zweiter Entwurf des zweiten Titels, S.72
- 18) Jahns, *a.a.O.*, Teil I, Köln Weimar Wien 2011, S.322f.
- 19) 以下を参考にして作成。Mader, Eric-Oliver, *Die letzten "Priester der Gerechtigkeit". Die Auseinandersetzung der letzten Generation von Richtern des Reichskammergerichts mit der Auflösung des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation*, Berlin 2005, S.54, Übersicht 1: Präsentationsberechtigungen nach dem Doppelschema von 1781-82
- 20) 帝国クライスに見られた「地域代表」原理については、前掲拙著、45頁。
- 21) Mader, *a.a.O.*
- 22) Mader, *a.a.O.*, S.67, 72. マルティニの個人史に関する情報は、S・ヤーンズの研究に詳しい。Jahns, *a.a.O.*, Teil II Biographien, Band 1, 2003, Köln Weimar Wien, S. 543-550
- 23) Ebenda. シュタインの個人史に関する情報は、S・ヤーンズの研究に詳しい。Jahns, *a.a.O.*, Teil II Biographien, Band 1, 2003, Köln Weimar Wien, S. 627-635